

## 琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 琵琶湖環状線利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、琵琶湖環状線を利用した体験学習事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象団体等)

第2条 補助金の交付対象となる団体および事業は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費、補助率および補助金の限度額は、別表2のとおりとする。

(補助予約)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象事業の実施日の7日前までに、補助予約申込書（様式第1号）を会長に提出し、受理されなければならない。

(交付申請および添付書類)

第5条 補助金交付対象団体が、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（兼 実績報告書・交付請求書）（様式第2号）
- (2) 事業計画書および収支予算書（兼 事業実績書および収支決算書）（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書（兼 額の確定通知書）（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による交付申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6条 前条に規定する書類の提出の時期は、補助対象事業の実施日の1か月後までとする。

(補助予約内容の変更等)

第7条 第4条に基づき補助予約を行った団体が、やむを得ず補助予約内容の変更もしくは中止をしようとするときは、すみやかに補助予約変更・中止届出書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（同一年度内における実施日の変更、参

加児童数および引率者数の変動並びに団体割引の適用の有無と、それに伴う収支の変更を指す。) の場合を除く。

(実績報告)

第8条 実績報告書は、第5条第2項の交付決定があった場合においては、同条第1項に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとみなす。

2 額の確定の通知は、第5条第2項による補助金交付決定通知書(兼 額の確定通知書)(様式第5号)が交付決定の通知と兼ねる。

3 第5条第3項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払いにより交付するものとし、前条の額の確定があった場合においては、第5条第1項に規定する交付申請書をもって提出があったものとみなす。

(関係書類の備え付け)

第10条 事業に関する帳簿および書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成22年1月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

(別表1)

補助金交付対象団体	補助金交付対象事業
滋賀県内の高島市域を除く地域、京都府および大阪府内に所在する小学校、特別支援学校の小学部および外国人学校等の教育施設。 ただし、外国人学校等の教育施設については、小学校就学年齢に相当する学年。	<p>1 琵琶湖環状線を利用し、琵琶湖一周体験学習を行う事業 ただし、JR北陸本線米原駅～湖西線近江塩津駅～近江高島駅間または東海道本線米原駅～柏原駅間で1度は下車のこと</p> <p>2 琵琶湖環状線を利用し、滋賀県内の米原市、長浜市および高島市域（以下「北びわこ地域」という。）に所在する小学校と交流を行う事業</p> <p>3 琵琶湖環状線を利用し、北びわこ地域の自然、歴史および伝統などの体験や見学を行う事業</p>

(別表2)

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
別表1の補助金交付対象事業における児童および引率者の鉄道運賃。ただし、引率者については、児童10人までのときは1人、11人以上のときは10人までごとに1人を加えた人数とし、教員は除く。	1/2以内	1人あたり500円
別表1の補助金交付対象団体のうち、京都府および大阪府に所在する小学校等で、別表1の補助金交付対象事業における児童および引率者の船乗船料。ただし、引率者については、児童10人までのときは1人、11人以上のときは10人までごとに1人を加えた人数とし、教員は除く。	1/2以内	1人あたり500円



受理番号

年 月 日

琵琶湖環状線利用促進協議会  
会長 三日月 大造 あて

申請者 小学校名  
校長名 印  
〔 担当者氏名  
電話番号 \_\_\_\_\_ 〕  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金交付申請書  
(兼 実績報告書・交付請求書)

年度において、琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業について、標記補助金について、下記のとおり交付されるよう、標記補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

振込先

銀行・支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	

添付書類

- 1 事業計画書および収支予算書（兼 実績報告書および収支決算書）  
（様式第3号（または第1号）のとおり）
- 2 事業の実績  
（様式自由）・・・体験学習の写真や切符の領収書等、体験学習の実施を証する資料

様式第3号（第5条関係）

事業計画書および収支予算書  
 (兼 事業実績書および収支決算書)

1 事業内容等

行事名（体験学習名）		
実施学年	第 学年（ 組）※クラス行事の場合は組まで	
実施日	年 月 日（予備日 年 月 日）	
参加児童数	人	
引率者数	教員	人（※補助対象外）
	教員以外	人
行程	(出発) →  → (到着)	

2 収支

収支	区 分	予算額	積 算
収入			
	収入合計		
支出			
	支出合計		

※「補助予約申込書」（様式第1号）の「写し」を提出することで、本様式の提出に代えることができる。

（補助予約内容の変更等を行った場合は、「補助予約録 変更・中止届出書」（様式第4号））

ただし、「写し」を提出する場合は、「受理番号」を付記した受理印が押印されたものに限る。また、受理後に参加児童数の変動による収支等、軽微な変更が生じた場合は「写し」に朱書き訂正を行うこと。

受理番号

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

琵琶湖環状線利用促進協議会  
会長 三日月 大造 あて

申請者 小学校名  
校長名 印  
FAX番号 \_\_\_\_\_  
〔担当者氏名 \_\_\_\_\_〕  
〔電話番号 \_\_\_\_\_〕

琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金 補助予約 変更・中止届出書

年度において、琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業について、以下のとおり、補助予約内容の変更・補助予約の中止を行いたいのので届け出ます。

1 事業内容等（変更の場合のみ記載）

行事名（体験学習名）		
実施学年		第 学年（ 組）※クラス行事の場合は組まで
実施日（予定）		年 月 日（予備日 年 月 日）
参加児童数		人
引率者数	教員	人（※補助対象外）
	教員以外	人
行程		(出発) → → (到着)

2 収支（変更の場合のみ記載）

収支	区 分	予算額	積 算
収入			
	収入合計		
支出			
	支出合計		

3 変更または中止の理由

様

琵琶湖環状線利用促進協議会  
会 長 三日月 大造

琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金交付決定通知書  
(兼 額の確定通知書)

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金について、琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により下記のとおり交付することに決定し、併せて同交付要綱第8条第2項の規定により、その額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額（額の確定額）は、次のとおりである。

金 \_\_\_\_\_ 円

- 2 補助の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実施については、琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、事業に関する帳簿を備え、これに補助事業に係る収支の状況を記入し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。



年 月 日

琵琶湖環状線利用促進協議会  
会長 三日月 大造 あて

申請者 小学校名  
校長名 印  
〔 担当者氏名  
電話番号 \_\_\_\_\_ 〕

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定通知があった琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金について、琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                |   |   |
|--------------------------------|---|---|
| 1. 年 月 日付け交付決定通知による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額       | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額   | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2）               | 金 | 円 |